

(第14号議案)

改正行政不服審査法の概要及び同法施行条例案について

1 改正行政不服審査法の概要

公正性の向上や国民の救済手段の充実・拡大を図る観点から、平成26年6月、行政不服審査法が全部改正され、不服申立制度について主に次のような抜本的な見直しが行われた。なお、改正行政不服審査法は、平成28年4月1日から施行される。

(1) 「審理員」による審理手続の導入

審理の公正性・透明性を高めるため、当該処分に関与していない職員を「審理員」として指名し、審査請求人等の主張を公平に審理する。(当区では、外部の人材(弁護士)を非常勤職員として任用の上指名する予定)

(2) 「第三者機関(行政不服審査会)」への諮問手続の導入

審査請求についての裁決の客観性・公正性を高めるため、有識者から成る第三者機関(行政不服審査会)に諮問し、第三者の立場から裁決の妥当性をチェックする。

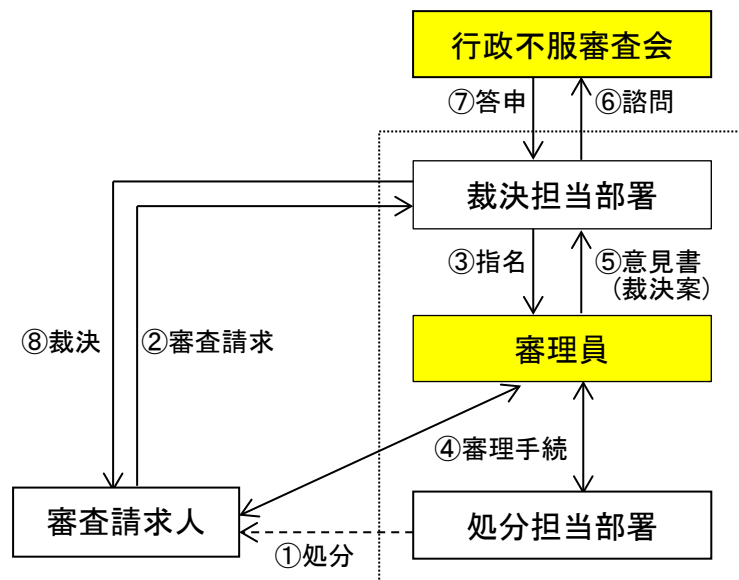
(3) 不服申立ての類型を「審査請求」に一元化

処分をした行政庁への申立てを異議申立てとし、その他の行政庁への申立てを審査請求とする区分をなくし、審査請求に一元化することにより、弁明書・反論書の提出の有無等、手続上の差異を解消する。

(4) 不服申立ての期間の延長

審査請求をすることができる期間(審査請求期間)を60日から3か月に延長する。

2 改正行政不服審査法による審査請求手続のイメージ



3 中野区行政不服審査法施行条例（案）について

(1) 趣旨（第1条関係）

改正行政不服審査法の規定に基づき区長の附属機関として設置する中野区行政不服審査会（仮称）の組織及び運営に関する事項その他同法の施行に関し必要な事項を定める。

(2) 審査会の組織（第2条関係）

審査会は、3人の委員で組織することを定める。

(3) 委員（第3条関係）

任命する委員の要件、任期（2年）、服務等について定める。

(4) 会長（第4条関係）

委員の互選により会長を選任するとともに、会長が会務を総理し、審査会を代表すること、会長の職務代理者を指名することについて定める。

(5) 専門委員（第5条関係）

専門の事項を調査させるため、審査会に専門委員を置くことができるとするとともに、任命する専門委員の要件、服務等について定める。

(6) 議事（第6条関係）

審査会の招集、会議の定足数、議決の方法、委員等の除斥事由について定める。

(7) 調査審議の手續の併合又は分離（第7条関係）

審査会における数個の事件に係る調査審議手續の併合又は併合された当該手續の分離等について定める。

(8) 調査審議の手續の非公開（第8条関係）

審査会の行う調査審議の手續は、公開しないことを定める。

(9) 庶務（第9条関係）

審査会の庶務は、経営室において処理することを定める。

(10) 審査会の調査審議の手續（第10条関係）

審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるものとする。

(11) 審査請求人等が審理員等から書面等の写しの交付等を受ける場合の手数料等（第11条関係）

改正行政不服審査法第38条第1項の規定により、審査請求人等が審理員等から当該審査請求に係る書面の写しの交付等を受ける場合等における手数料については無料とすることを定める。ただし、その複写等に要する費用は審査請求人等の負担とすることとし、当該審査請求人等が経済的困難等の理由がある場合には当該費用を免除することができることを定める。

(12) 審査請求人等が審査会から主張書面等の写しの交付等を受ける場合の手数料等（第12条関係）

改正行政不服審査法第78条第1項の規定により、審査請求人等が審査会から当該審査請求に係る主張書面の写しの交付等を受ける場合における手数料については無料とすることを定める。ただし、その複写等に要する費用は審査請求人等の負担とすることとし、当該審査請求人等が経済的困難等の理由がある場合には当該費用を免除することができることを定める。

(13) 委任（第13条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、審査庁（審査請求がされた行政庁）が定めることとする。

(14) 施行期日（附則関係）

この条例は、平成28年4月1日から施行するものとする。